

長町・歩いて楽しい街並みづくり検討会 規約

(名称)

第1条 本会は、「長町・歩いて楽しい街並みづくり検討会」とする。

(目的)

第2条 本会は、長町・歩いて楽しい街並みの将来像（ビジョン）の具体化に向けた基本計画等を官民が連携して策定することを目的とする。

(検討事項)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討を行う。

- (1) 基本計画等の策定に関する事項
- (2) 基本計画等の策定に必要な社会実験等の実施に関する事項
- (3) その他本会が必要と認める事項

(組織)

第4条 本会は、委員 15 人程度をもって組織する。

- 2 本会の委員は、学識経験者、地元関係者、交通事業者、宮城県警察、仙台市その他関係機関の職員等により構成する。
- 3 本会には、必要に応じオブザーバーを置くものとする。
- 4 本会は、必要に応じ委員を加えることができるものとする。加入の可否については、本会の会議にて同意を得るものとする。

(座長及び座長代理)

第5条 本会に座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は、委員の互選によって定め、座長代理は、座長の指名する者をもって充てる。
- 3 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議等)

第6条 座長は、本会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 本会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 本会の分科会として、交通に係る課題や方針等について検討する交通ワーキンググループ

と、エリアの利活用や空間のあり方等について検討する利活用ワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループの構成員は座長が指名する。

(本会の事務)

第8条 本会の事務は、長町商店街連合会と仙台市太白区とで役割分担の上取り扱う。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか本会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和6年6月26日から施行する。

(廃止日)

- 2 この規約は、第2条に掲げた目的を達成した時点で廃止する。